

平成29年教育委員会第2回臨時会会議録

開会日時 平成29年 2月20日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一
同職務代理者 日高 芳一
委 員 齋藤 初夫
委 員 塚本 亨
委 員 天宮 久嘉
委 員 大里 豊子

議場出席委員

・教育次長	坂井 保義	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・学校施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	加藤 憲司
・統括指導主事	塩尻 浩	・地域教育課長	山崎 淳
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	鈴木 誠		

書 記

・企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 日高 芳一 委員 齋藤 初夫
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、平成29年教育委員会第2回臨時会を開催いたします。本日の会議録の署名は私に加えて日高委員と齋藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が1件、報告事項等2件、その他3件となっております。

議案第8号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」上程いたします。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは議案第8号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」、ご説明させていただきます。まず提案理由でございます。葛飾区文化財保護条例第25条の規定に基づき、葛飾区文化財保護審議会に諮問する必要があるため本案を提出するものでございます。1枚おめくりいただきまして、2枚目資料は諮問文の案となります。

1の諮問事項でございます。「区指定史跡『飯塚の富士塚』の指定解除について」でございます。2の諮問理由でございますけれども、最初の段落と最後の段落の記載のとおり、文化財保護審議会から平成28年7月11日付で、もう1枚めくっていただきますと資料が参考として添付してございます。「指定理由を形成する文化財が存在しないことを確認しており区指定『飯塚の富士塚』は滅失したため文化財としての価値判断はできない」との方針が示されております。

しかしながらそのときと同じ状況が現在も継続しておりまして、区指定史跡『飯塚の富士塚』はすでに滅失したと考えられることから、当文化財の指定解除について諮問するものでございます。3の答申期限でございますけれども平成29年3月10日までとしてございます。

「飯塚の富士塚」の概要とこれまでの経過につきまして確認したいと思います。

始めに概要です。飯塚の富士塚は明治12年に南水元二丁目の富士神社境内に築造され、当時の形態をよく残していて、富士信仰の様相を伺わせるに足る。保存も良好で富士塚として貴重であり、指定して現状のまま長く保存を図る必要があるとの理由で、昭和56年に区指定史跡に指定されたものでございます。

続きましてこれまでの経過でございます。そもそも「飯塚の富士塚」の現状変更が必要になったのは、南水元の土地区画整理事業及び中川左岸の堤防改修工事に起因するものでございます。そのため「飯塚の富士塚」の所有者から教育委員会に対しまして、現状変更等の許可申請書が提出されました。資料の最後、後ろから3番目になりますけれども「参考3」と右肩に記してある資料が主な部分の抜粋にはなりますけれども「現状変更等の許可申請書」のページとなっております。その許可申請を受けまして、教育委員会では文化財保護審議会との間で諮問答申等というやりとりを経まして、その1枚前、後ろから4枚目の「参考2」と記してある資

料のとおり平成 25 年末 3 月 8 日付で当該現状変更等の許可申請について、条件を付して許可をいたしました。

その後、教育委員会は先ほどの富士塚の所有者になりますけれども、現状変更申請者に対しまして、「飯塚の富士塚」の文化財としての価値が担保できるよう現状変更に関する指導を継続的に行ってまいりました。

しかしながら、その間に二度現状変更完了予定日が延期され、平成 27 年 7 月 31 日を最終的には延期後の現状変更完了予定日としておりましたが、平成 27 年 3 月途中から工事が中断している状況でございます。このような状況であるにもかかわらず、現状変更申請者からは相談ですとか完了予定日延期の届け出がなく、教育委員会といたしましては葛飾区文化財保護条例の規定によりまして、現状変更工事に係る状況や計画等を報告するよう三度にわたって求めてまいりましたが、いずれも工事の再開時期及び完了予定時期、今後の現状変更に係る具体的な考え等は未定、もしくは回答できないとの報告しかございませんでした。

こうした経過を踏まえまして、教育委員会は昨年、平成 28 年 6 月 20 日付で富士塚としての存在や形態が失われたままの状態が長期間に継続し、文化財としての価値が継承、継続されているか疑問があると言わざるを得ない「飯塚の富士塚」につきまして、文化財の指定継続の可否を判断する必要があるため、文化財保護審議会に対し、文化財としての価値について諮問いたしました。

それに対する答申が冒頭お話し申し上げましたその他 3 枚目の資料になります「参考 1」の資料でございますけれども答申書になっております。それから、その他 2 枚目の諮問の内容にお戻りいただきまして、記書きの 2 の「諮問理由」の第 2 段落から第 3 段落の部分になります。

三度目の現状変更申請者からの報告から一定の時間が経過をしたため、教育委員会は改めて平成 28 年 9 月 30 日付で現状変更申請者に対して、現状変更工事に係る計画等の報告するよう求めましたが、「工事再開時期・完了時期は未定で、工事再開後の工事内容については回答できない」という過去三度と同様の報告しかなされませんでした。

そこで教育委員会は先ほどの 7 月の「飯塚の富士塚」が滅失したとの葛飾区文化財保護審議会の答申を踏まえまして、葛飾区文化財保護条例の規定により、葛飾区指定文化財が葛飾指定文化財としての価値を失った場合、その他特別な事由がある場合に該当するとして、文化財指定を解除することが妥当と判断し、さらに文化財の指定解除が葛飾区行政手続条例に定めます不利益処分に該当することにも勘案した上で、同条例の規定によりまして、区指定史跡「飯塚の富士塚」に係る文化財指定解除の予定とそれに対する弁明の機会の付与について、平成 28 年 12 月 22 日付で現状変更申請者の代理人弁護士に対して通知をいたしました。頭から 6 枚目の「資料 2」がその通知文になっております。

これに対しまして、現状変更申請者の代理人弁護士から、平成 29 年 1 月 27 日付で教育委員

会宛てに弁明書が提出されました。頭から4枚目の「資料1」と記したものが弁明書になっております。

主な主張でございますけれども、一つ目は教育委員会が神社に対して不合理かつ過度な行政指導を繰り返してきた。二つ目、「飯塚の富士塚」の移築復元整備については基本的に神社に任せると教育委員会は言っている。三つ目、教育次長からの工事停止命令ないし中止命令が出されたため工事の中断を余儀なくされ、その後の話し合いで教育委員会は今後工事内容にかかわる指導はせずに、工事の最終段階もしくは最後に指定継続の判断をするとの認識を示した。四つ目、工事請負会社の一方的な工事中断により工事が完了しておらず、その工事請負会社と裁判係争中である。五つ目、工事請負会社側との裁判係争が終了した後に工事を再開するつもりなのに、工事の途中段階で「飯塚の富士塚」が滅失したと判断するのは明らかに不当で裁量権の逸脱濫用にほかならないといったものであります。

まず一つ目の教育委員会による過度な行政指導、二つ目の移築復元整備を神社に任せると云々に関しましては、後ろから4枚目の資料になります参考2とこの1枚前の資料3にもございますように、許可内容と異なる現状変更を行わない、文化財としての価値を維持するようというので、教育委員会といたしましては文化財としての価値を維持することを前提に、現状変更を認めたわけでございまして、文化財としての価値を損なわれるような行為に対しては当然のことながら文化財保護条例等に基づいて、必要な指導を行ってまいったのは当然のことです。

次に、三つ目の教育次長から工事停止命令ないし中止命令が出され、教育委員会は工事の最終段階もしくは最後に指定継続の判断をする云々に関しましては、当時その場に立ち会っておりました葛飾区生涯学習課の職員の聞き込みによりますと当時の教育次長が工事をとめた事実はなく、また工事の途中でも指定継続の判断はあり得ると相手方に伝えているところでございます。

最後の四つ目の工事請負会社との裁判係争中である。五つ目の裁判係争が終了した後に工事を再開するつもりであるのに、工事の途中なのに滅失したと判断するのは明らかに不当であり、裁量権の逸脱濫用にほかならない云々に関しましては、裁判係争中というのは現状変更申請者側のあくまで事情に過ぎません。またこれまで四度に及ぶ現状変更工事に係る計画等の報告要請に対して、今後の現状変更に係る具体的な考え方は未定もしくは回答できない。あるいは工事再開後の工事内容については回答できないとしてきたこととの一貫性がありません。

さらには四度に及ぶ現状変更工事に係る計画等の報告要請の中で、文化財としては失われたままの状態が長期間継続していると言わざるを得ません。このままでは毀損された状態であるという認識が広く定着するだけではなく、文化財として重要な要素の一つである記憶が薄れていくことにより、継承されるべき許可時点の現状は遠い過去のものとなってしまい、許可内容

である現状の復元に対する共通の認識を得がたくなるばかりか、移設前に富士塚を構成してきた盛り土等の材料による忠実な復元がますます困難になると考えられ、文化財としての価値である真正性、文化財の文化的価値や形状・材質その他の多様な属性における表現において、真実かつ信用性を有することでありませぬけれども、及び完全性。文化財の材質、特質の全てが無傷で包含されていることとございませぬが、を担保することとすることが極めて困難になると見込まれます。

そのように言及をしまして、時間的な要素も含めて、文化財の価値の継承について、教育委員会は警鐘を鳴らしてきたわけとございませぬが、それにもかかわらぬ現状変更申請者はそうしたことに一切無頓着な対応を続けてきたとしか考えられませぬ。この期に及びまして、これが裁量権の逸脱濫用にほかならぬとの主張は甚だ的外れなものと云わざるを得ないと思っております。

以上のように今般弁明とございませぬけれども、とりわけ新たな要素がなかつたということも勘案しまして、諮問文案のとおり葛飾区文化財審議会に諮問したいと思っております。長くなりましたが私からの説明は以上とございませぬ。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質問とございませぬか。

塚本委員。

○塚本委員 ただいま生涯学習課長からる今までの経緯を踏まえてご説明いただきました。

また、当教育委員会でもその間の経緯は説明いただいとございませぬが、弁明の機会もあつてはいいのではないかと云う発言を私さしていただいたのですが、今般、資料でも説明いただいた弁明書の中身に対して、教育委員会に対する不信と云うか、何かがかいま見られるような言葉が出ていました。

まず基本とご提案した議案の趣旨は、提案理由は今までの経緯に鑑みて消滅したということと可としたいと思つてのですが、やはりそこまで弁明をしたり云々ということになりますと、相手側のご都合なのでしょうけれども、毅然として対応していただくということと、結論的にはこの議案としては今までの経緯で理解をできました。

これまでの弁明と云うか、数回にわたつて書簡の往復があつたやに伺つていますので、今後の対応と云う部分も踏まえて対応していただきたいと思つてます。相手あつてのこととすから、出る出ないはわかりませぬけれども、継続した時系列を追つたもので回答していただければと思つております。以上とす。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 ありがとうございます。確かにこれで相手に「指定を解除しましたよ」と伝えて終わりならいいのですけれども、当然のことながら、ここまでの長い経過の中で、恨みつらみ的なことも正直書かれていませぬので、この後、不服申し立てで審査請求とすとか、あるい

は訴訟ということも当然視野に入れて考えなければいけないと思っております。

それもございます、総務部法務担当に相談することとあわせて顧問弁護士もおりますので、そちらにもアドバイスをもらいながら今般進めてきたという経過がございますので、今後につきましても、それを視野に入れて対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第8号について、議案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決といたします。

次に報告事項等に入ります。報告事項等1「平成28年度葛飾区教育振興基本計画推進委員会(第2回)について」、お願いします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは報告事項等1「平成28年度葛飾区教育振興基本計画推進委員会(第2回)について」でございます。

まず2の議題についてごらんください。議題につきましては「かつしか教育プラン2014の取組みについて(平成29年度取組予定)」でございます。

次に構成委員ですが、別紙1の委員名簿をごらんください。こちらは教育長を委員長といたしましてPTAの代表、地域の町会の代表、それからスポーツの代表、幼稚園の代表の方々です。

この「教育プラン2014」の策定推進について関連する団体の方々にご出席いただき、意見をいただいたものでございます。

続きまして内容でございます。まず、別紙2にございます「かつしか教育プラン2014の取組みについて」です。事務局から概要ですとかあるいは主な事業について説明をいたしまして、委員の方から意見をいただいたところでございます。

当日の主な意見を紹介させていただきたいと思っております。別紙3と別紙2を並べながら説明をさせていただきます。まず別紙3をごらんください。意見等の要旨でございます。まず基本方針1についてでございます。

別紙2、こちらの厚い資料を1枚2枚おめくりいただきまして、基本方針1の「生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」の施策の1をごらんください。「確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成」の部分でございます。こちらについては当初成果指標のところ、全国学力・学習状況調査における主として知識に関する問題の正答率が全国平均を上回る学校の比率というのを成果指標としてございました。下の体力についても同様でございます。それについて、委員の方からご意見をいただきました。中学校でも小学校同様、体力・学力をっか

り身につけさせたいということで取り組んでいる。学力の成果指標が実態をうまく反映できていない気がするというようなご意見をいただいたところでございます。

その意見に対して、指導室長より、16.7%という数字は、校数にしますと24校中4校で、この中にはあと0.1、0.2でも平均を超えられなかった学校については反映されていない。小・中学校ともにD層の減少が着実に見られている。成果指標については各学校で取り組んだ結果が反映できるようなものに検討したいということで、検討させていただくということで当日はお預かりをいたしました。

それをもとにきょう机前にお配りさせていただいてございますけれども、「かつしか教育プラン2014の取組みについて」の2ページをごらんください。同じく成果指標のところでございます。こちらの成果指標で、全国学力・学習状況調査におけるA問題の国語、算数、数学の平均正答率と全国平均正答率の差の平均（ポイント）というような形に、学力、それから体力も同様に變更させていただいたところでございます。こちらについては当日の意見を踏まえ、變更させていただきたいと考えてございます。

続きまして、また別紙3、意見の要旨にお戻りください。続きまして2ページをごらんください。基本方針の2についてでございます。まず一番上の丸、C委員からご意見をいただきました。「地域ぐるみで家庭教育を支援する」で、29年度は家庭教育応援制度により、40団体を対象にと記載があるが、後援会などでやっていた応援団体ということで理解してよいのか。「児童の安全で安心の居場所づくり」は効果がよく理解できない。児童館と放課後子ども事業のわくチャレの結果、どういうところがいいのか。児童館、学童に行く子ども、わくチャレで遊ぶ子どもといわれる時間はおやつの時間も含め、いろいろな時間差もある中でわざわざ一緒に行くことにどういう利点があるのかということにご質問をいただきました。

地域教育課長から、「家庭教育応援制度」は、小中学校の保護者が家庭教育に関する勉強会に講師を呼んで開くような場合に講師に支払う謝金を公費で負担する制度。「放課後子ども総合プラン」は、平成26年に文部科学省と厚生労働省が連名で、自治体に向けて我が国の施策として進めてほしいということで考え方が示されたもの。共働きの家庭のいわゆる「小1の壁」を打破すること。また次代を担う人材の育成を目的とし、放課後に子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動をしてもらえるような仕組みをつくっていくという2点を国が示している。本区では、今年度から試行的に小学校4校でわくわくチャレンジ広場と社会福祉法人が運営する学童保育クラブで、双方の子どもたちが一緒に過ごす時間を月1回か2回程度つくっている。次年度で12校展開し、その次の年度はさらに多くの学校で実施したいと考えていると説明をさせていただきました。

続きまして3ページをごらんください。上から丸の三つ目でございます。E委員の発言でございます。土曜授業、学校公開日を毎月土曜日に1回開いているが、月1回でも多いという保

護者、毎週土曜日やってほしいという保護者がいろいろいる。今後毎週やるようになるのか。今後のスタンスを聞きたい。日曜日を要望する保護者もいるが、年 11 回のうち 1 回は日曜日にするといったことも検討していただけないかということでご意見をいただきました。

指導室長から、「葛飾教育の日」の回数は年間 11 回で、変更する話は今のところ出ていない。現状でも土曜授業を実施し、日曜授業を実施することは可能であると回答をしております。

続きまして、3 ページの下のほう、「基本方針 3 について」でございます。F 委員から「にほんごステップアップ教室」は活動を強化するということだが、具体的にどのような施策があるのかというご意見をいただきました。

指導室長より、総合教育センターの中に平成 30 年度から「にほんごステップアップ教室」を設置する予定。外国から転入し、日本語が全く話せない、理解できない児童・生徒に対して判定会議を行い、まず「にほんごステップアップ教室」に、段階を追って「日本語学級」に、そして在籍校という 3 段階のシステムを考えている。保護者の対応についても、「にほんごステップアップ教室」関連の職員で対応していく。文化国際課でも外国の方に対応する機会もあるので、連携をとりながら保護者対応にも努めていくと説明をしております。

続きましてその下の丸、G 委員から、幼保小がどうしたら連携できるのかというご意見をいただきました。

指導室長から、幼保小連携教育は 3 年目を迎えた。実践報告会を昨日開催し、今年度の実践集が手元にあるが、小学校 1 校に対し幼稚園保育園が一つのグループになり、1 年間の幼保小連携の取組みをまとめている。数年前に比べると、確実に歩み始めていると考える。教育・保育者の交流も重要で、この実践事例集でも保育園に職員が出向いて、実際の保育活動を見せていただいた事例も報告されている。指導室からも幼稚園、保育園、そして小学校のほうに周知報告をしていくと説明いたしました。

続きまして、「基本方針 4 について」でございます。「かつしか地域スポーツクラブ」を今後どのような支援をしていくのか。また、現在のスポーツクラブは二つだが、今後 7 カ所設置していきたいとあるが、計画は進んでいるのかとのご意見でございます。

生涯スポーツ課長から、支援については事務室等は無償で貸与しており、今後も継続していく。また側面支援という形で補助金をお渡ししている。7 カ所を目標にしていることについて、残り 5 カ所を具体的にいつまでどのように設置していくかというところまでの計画はできていないが、ふやしていきたいということで説明をさせていただいております。

以上、概要を説明させていただきましたけれども、先ほどの成果指標の 4 で、こうしたご意見いただいたものを計画の推進に反映しながら 29 年度の事業を推進していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明について、ご質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 5点お伺いします。基本的に学校等、いろいろ現場を見てきましたけれども、皆さん一生懸命やっただいていて、ありがたいという思いを前提におきながら質問したいと思います。

1点目は6ページの、「区民の信頼にこたえる学校づくり」のところで、29年度取組予定の一番上の「葛飾学力伸び伸びプラン」についてです。私は以前から伸び伸びプランというのは直接学力だけではなく、できるだけ学力につながる、大阪夏の陣、冬の陣ではないですけども、周辺の内堀外堀も含めて、できるだけ柔軟にそこにつながるもの。そのためにも、ハードルがいろいろとあると思うのですが、直接学力だけというわけではなく、それが少し直球ではないけれどもカーブかもしれないけれども、これは大事だなと思ったところまで柔軟に対応したほうがいいのではないかと考えていました。先生の負担を軽減することも含めて、また、体力を増強するようなこともやはり伸び伸びにつながるのではないかと考えているのですけれども、その辺に対する伸び伸びプランに予算づけするときの考え方について教えていただければと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 現在「学力伸び伸びプラン」につきましては、主に学力向上のためにということで予算づけをしています。ただ、体力につきましては別に東京都のほうから受託しましたオリパラ教育関係で、1校30万円程度の予算がついておりますので、そちらのほうにということです。

「学力伸び伸びプラン」につきましては、実は、やはりさまざまな学校のほうからの要望もいただいております。具体的には、特別支援の子どもたちが1人いるだけで、クラスが落ちつかないという場合に、本来でしたらその子どもにつけるということを前提としたところなのですけれども、教育委員会としましては指導室としましては、学校のある意味味方でありたいと思っておりますので、クラス全体を落ちついて学力向上に努めるということで、本来でしたらその子に個人的に人をつけるという部分を過大解釈してクラスにつけるということで、取り入れる部分もございます。

ですので、決してこれは学力向上に必要なということで学校の要望を切るというようなことはしてございません。できる限り学校の立場に立って、話を聞いた上で、そういうことであれば、別の解釈で子どもたちの学力向上に努められますねということで、ほぼ取り入れるようなことで進めてございます。

「学力伸び伸びプラン」という名称だけだと、確かに学力向上でなければだめだと受け取られがちなのですが、環境も非常に大切ですので、学校の要望を受け入れながら、こち

らの方でできる限り学校の取り組みやすい方法を考えて、一緒にやっていきたいと考えてございます。以上でございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 では、それはよろしくお願ひしたいと思ひます。

では2点目。8ページの「家庭の教育力向上」の「幼児期における家庭教育の充実」についてです。ここに「かつしか家庭教育のすすめ」概要版を5歳児に配布すると記載があります。

連携していろいろなことをやっているのですけれども、それは恐らく始めたばかりなので、具体的にやるとそうなるのはしようがないと思っているのですけれども、冊子の中に表があり、下のほうに小1プロブレムに直接関係する少し学力的なところに触れてありました。

なかなかそこにはまだ届いていないのかなという感じもあつたのですけれども、最初から言つても無理かなとは感じました。

幼保小の報告会に行かせていただいたときに、司会の方から隣同士で話すように指示されたので、隣の方と話したのですが、保育園の先生だったのですが、その方が言っていました。

小1プロブレムの問題で、僕も前にいろいろな研究会とかいろいろな東京都内の議員等と研究した結果、恐らく1年生に入ったときに幼稚園から来た子の学力と保育園から入ってきた子の学力と家庭から来た子の学力というのは、すでにギャップがあつて、先生が同じように教えても受けとめ方は大きく分けると3通りの受けとめ方があると。ついていける子、ついていけない子、いろいろな子がいて、それが結果としてうるさくなつたり、わかっている子は同じことと言われてもつまらないからなると思ふのですね。

受けとめ方のその辺のアンバランスさがやはりあるのではないかなと思ひます。そういう意味では、隣の方は保育園の先生でしたけれども、学校に上がったときに、例えば保育園として、「あいうえお五十音、平仮名ぐらひは読めてくれるとありがたいね」とか、目安があると、保育園としてはここまでとにかく教えておこうかなとか、それぞれ仮にですけれども、どこまでやっていいかわかりませんけれども、こういつたところは心がけて、努力目標みたいな形で示していただけると、それに向かつていろいろ頑張つていけるのだけれど、その辺がよくわからないという話もしていました。

幼保小連携に取り組んでいるということは先端的ですばらしいですけれども、今の取組みはそれなりに認めた上で、将来的にそういった点に対する保育園と小学校と家庭のある程度少しでもレベル、格差を均一化できる方向性の取組みとして、何か考えられているかということをお聞きしたいと思ひます。

○教育長 指導室長。

○指導室長 計算をする・漢字を書くということは、小学校で入つてから学ぶべきことであると考えています。ただし、小学校に入学したときに、自分の名前は読めたり書けたり、要する

に名札など、持ち物に書いてある名前、自分の名前だけは平仮名で読めると、自分のものかどうかの判別がつくというようなことを、小学校では伝えているところではございます。

ただし、幼稚園、保育園の先生、保育士さんたちが「字が書けなければだめなんじゃないか、計算ができなければだめなんじゃないか」というお考えをお持ちのところも多いと思います。

そういう部分では、毎年つくっております保幼小連携教育版のところにもマトリックスをつくっておりますけれども、この内容の部分をもう少し易しく解釈して、余り保育園、幼稚園の先生方にプレッシャーをかけないということも大切なことかと思っています。

幼児教育で小学校の先生方が求めている部分では、やはり学校に毎日行くとか、何にでも興味関心を持てる子など、意欲の部分のことであって、小学校の学力的なことを幼稚園、保育園に求めるのもまた違うのかななどということを考えてございます。

幼保小の連携の内容については、大分進んできてはおりますけれども、委員ご指摘のとおり、まだまだ保育士さん方が不安に思っているところが多々あります。一つずつ改善を図れるように、こちらのほうでも指導といいますか、一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 名前が書けるようになってくれるとありがたいなど。そういう努力する目安みたいなものがあれば、意識して、ではまず字を書けるように、その名前ぐらい書けるようにさせようかと。そういうできる範囲のことで、具体的なものを与えてくれると取り組みやすいのではないかとということで、ここまでしなくてはいけないというものは望んでいません。

現場が取り組みやすい方法をぜひ工夫していただければと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 今、委員ご指摘のとおり、ある程度共通理解を図るための指針なるものはこれからも研究して、示せるように取り組みたいと考えております。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 3点目です。次のページの「放課後子ども総合プラン」について。わくチャレ事業と学童保育クラブの児童が学校で一緒に過ごせるようにモデル校12校やるということで、そういう方向で取り組んでいただけるとするのは、非常にいいことだと思いますが、最初はいろいろな議論がありました。

極端に言うと、昔、僕が小さいころに、要支援の封筒を教室とかで渡したりなどして、何か差別感が出てきたみたいなことがあって、いろいろなことが言われたことを覚えています。子ども同士の中で「ああ、そういうことがあったな」と、何となくいじめになったり、そういうことがあったのですね。

これに取り組んでいることは非常にいいと思っているのですが、その辺について、これは12校なのですから、現在どのようにお考えで、将来的にどうしていきたいかについて、

教えてもらえればと思います。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 国が示しております「放課後子ども総合プラン」の考え方でございますけれども、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために、子どもたちに多様な体験・活動をさせていくということを大きな柱に掲げております。そちらの柱を実現するための手法といたしまして、各学校におきまして、本区でいうところの「わくわくチャレンジ広場」、国は「放課後子ども教室」と呼んでおりますけれども、「放課後子ども教室」において、さまざまな地域の方のお力添えをいただきながらイベント等を行うことによって、そこに学童の児童や、学童にもわくチャレにも在籍しない児童、全ての児童がそこに集って、多様な体験、活動ができる仕組みをつくってほしいというのが国の考え方でございます。

こうした中で、本区は今年度から、東京都が示しております「共通プログラム」と呼んでおりますけれども、月に1回程度学童の児童とわくわくチャレンジ広場の児童が1時間程度の時間ではございますが、一緒に過ごせる時間を設けられるような仕組みづくりをわくチャレと事業主体である法人との間で連携を図りながら、実施をしているところでございます。

現在、区内では49の区立小学校がございまして、29年度には12校でこうした事業を展開していく予定でございます。学校の敷地の中に、あるいは具体的に申し上げますと校庭にプレハブが建っていたり、あるいは教室の一つを使って学童が運営されている学校が49校のうち29校ございます。こうした学校につきましては、放課後一緒に過ごす時間を設けることが容易に実現できるわけでございますが、残りの20校につきましては学校の敷地内に学童保育クラブがございません。こうした学校については、児童の安全な移動をどのように確保して、一緒に時間を過ごせるような環境を整えられるかということが大きな課題になっております。

こうした課題への対応策を検討して、今後49校で展開していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 確かに学童だと給食だとかお菓子だとか、そういう少し違う仕組みがあるから難しい面もあるのですが、ぜひ垣根を取っ払っていく方向でやってもらいたいと思います。

残りの20校については、例えばこれから校内に、そういう何かのときに校内に学童をつくっていくとか、そういうことも含めて考えられているのですか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 可能であればそのような環境を整えてあげることが授業終了後、子どもが例えば公道を移動したりせずに放課後を過ごせるという、安全の確保という点では理想的なのでございますけれども、一方で1人当たり校庭面積を確保しなければならないという学校教育上

の要請、そして例えばプレハブを建てるにしても、きちんと接道義務を果たせるかどうか、こちらは建築基準法上の要請等がございまして、なかなか困難な状況があるのかなというのが私の認識でございます。

しかしながら、こうした中で、子どもたちが一緒に過ごせる環境をいかに整備していくかが課題であると認識しているところでございます。以上です。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 次は「子どもの夢や希望を実現する教育を推進」の右側のページなのですが、東京理科大学の連携について伺います。それぞれいいなと思う取組みですが、東京理科大学が来る前に、テクノプラザの中小企業センターで、科学の先生、名前は忘れてしまいましたが、有名な先生が理科の自由研究、実験教室を開いてくれたのです。そのときに中学校の先生や高校の先生が、理科教育をおもしろくするためにどうしたらいいかという思いで大勢参加していたという記憶があるのです。内容も非常に感動的であったのを覚えています。先生たちの資質を向上するためにも、そういうのは定期的にやったらいいのではないかと思っていたのですけれども、今はやっていないのですかね。

あるいは連携の中で実施すればいいと思っているのですけれども、この中に入っているのか、入っていないのかはわからないのですが、あれは非常によかったと思っています。

○教育長 指導室長。

○指導室長 講師をお呼びして実施するときには、主に東京理科大学にお願いしているような状況です。また、その中で教師の理科の実技研等も設置してございまして、昨年度までは中学校の理科教員と小学校は、1年目の教員は全員必ず参加というような形で、特に若い教員の理科の実技指導については力を入れているところではございます。これも科学教室センターのお勤めいただいている都の非常勤であったり、区の非常勤の方々も理科の専門員でございまして、その方たちのお力をかりているところです。

また、来年度以降は小学校、中学校の今までは1年目だけだったものを3年次まで、3年目の教員までに少し枠を広げて、さらなる充実を図ろうと考えているところではございます。

ですので、そういう部分では東京理科大学との連携はありますけれども、委員ご指摘のようなさらなる外部の方をお呼びするというところまでは、今は実施してございません。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 東京理科大学の秋山先生だったと思うのですが、こういうおもしろい授業だったらしいと思いました。そのときは先生だけでなく、誰が参加してもよかったのですね。

このような企画があれば、葛飾区は理科教育に力を入れている、取り組んでいるということを知民にも知ってもらえるわけです。

東京理科大学以外と言っているわけではないのですけれども、東京理科大との連携の中でも

う少し広げて考えることができないかという意味なのです。

○教育長 指導室長。

○指導室長 東京理科大学との連携絡みなのですけれども、理科教育の充実ということで、現状について少しお話をさせていただきます。

夏休みの自由研究教室を年に1回、それから夏休み親子科学教室を年間4回、さらに区民を対象にした区民科学教室というのも年間4回程度実施しております。

それから夏休み限定ですけれども、小学校の科学教室が5回、中学校の科学教室が5回ということで、できる限り義務教育の子どもたちという以上に保護者、さらには区民の方にも枠を広げているところでございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。とにかくもっと東京理科大学と連携していけたらいいのではないかと思いました。

最後に「葛飾教師の授業スタンダード」について。「毎日行きたくなる魅力ある学校づくり」の取組内容の3番目にありますが、この中に中学校の授業では、机の並びかえを行い、通常授業の体型からグループ討議の体型にスムーズに変えられることなど、アクティブ・ラーニングが実現できる環境整備が求められていると記載されています。確かに机を合わせて授業をしているところを見ましたけれども、どこかの学校では机を合わせないで、子どもが後ろを向きながら4人でやっていたのを見たことがありました。

小学校では、まだ自由にやっているような状況なのか。その学校は、学校一体でやっているということでお話がありましたけれども、それぞれの先生の裁量でやっていたのか。小学校についてもアクティブ・ラーニングは、方向性・ベクトルとして考えられているのか。小学校の段階は、まだそれぞれにお任せになっているのか、状況だけ教えてもらえればと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 今回の新学習指導要領の改善に向けて、どこの学校も従来ですとどちらかという教員の一斉指導で、黒板があり、ノートがあり、子どもたちは板書されたものをただ写すというようなもので、教師の発問に対して一問一答という形になっていました。

まして中学校の場合ですと、身につけることが多くなる。高校に進学するために必要な知識・技能等を身につけるために、やはり教え込み授業というのが取り沙汰されたわけでございますけれども、今大分そこを子どもたちがみずから学ぶ、主体的に学ぶということで、委員ご指摘のようなグループ、ペアとか3人組4人組というようなさまざまな手法で、子どもたち自身が話し合っって課題解決を図っていくというような手法が進んでまいりました。

小学校についても、実は同様に、今年度は八つの小学校が研究発表をしておりましたけれども、どこの学校もそのような手法というのを必ず取り入れておりました。中にはグループで、

机をきちんと合わせるといふところが多いのが実態なのですが、ただ、机を動かすのに時間がかかるとか、そうすると、ではちょっと前の方が後ろを向いてちょっと話してもらう。そのかわりすぐに前に向いて、また全体指導というか、一斉が続くというように、その辺の体型の移動については子どもの実態ということで、今のところは学校に任せているところがございます。

やはり子どもの実態に合わせてやってもらっていますけれども、こういうグループ学習が理想であるところまではまだ突き詰めておりませんので、そのところは今、試行錯誤しているところがございます。

○齋藤委員 わかりました。以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 齋藤委員のほうから各部署へのご質問、ご意見いただきましたので、私は総論的にまず1ページ目に出てございますように「葛飾区の基本構想」について。

くしくも基本計画があつて、実施計画の中期に入った部分と葛飾の教育大綱が平成27年から30年に向けてございます。その2「かつしか教育2014」と流れがきていますので、それに順調に推移しているのは充分理解できます。

もう1枚ページをめくっていただくと、いわゆる子どもたちの自己肯定感でしょうか。学力にしても、体力にしても、自己肯定感が向上してきていることが評価に値するかなというのが1点と、その側面としてはやはり教師力の向上という部分がございます。

そういった意味で、齋藤委員のご指摘がございました「葛飾学力伸び伸びプラン」を活用して、それが教師力の向上、あるいは若手教師ということで、中堅からこれから次代を担う教員の教師力がアップしていくことが非常に重要であろうということで本プラン、2014がベースになっていますが、次年度、平成29年度に向けての実施の要項。

特にその中で際立って、区長もおっしゃっていますが、地域との協働という部分で、基本方針2の施策(3)「家庭・地域の協働による学校教育の充実」という部分で、やはり健康教育、食育の推進、あるいは安全という部分がうたわれております。

頁は戻りますが、基本方針1の施策(2)では、平成29年度取組予定の中で、「人権感覚・社会性や道徳性の育成」といういわゆる道徳の強化といったような話も、指導要綱にはうたわれてございますし、直近の課題でございますので、やはりいじめ、その他に対するものは単に学校の現場の中だけではなくて、幼保小連携の中でもそういった部分で根底になる優しさを培う意味でも、この施策(2)の部分で、特に取り組む内容の、特に東京都は人権尊重推進指定校等も書いてございますので、この面のさらなる充実を求めたいと思います。

具体というよりも総体的に見た私の感想でございます。以上です。

○教育長 よろしいですか。そのほか。

日高委員。

○日高委員 成果指標を変更してよかったと、まず思いました。私も実はこの「確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成」、このデータ、成果指標を見まして、なんでがくんと下がるんだと、下がったことにやはり起因して、どういう分析の方法があるのかというのを考えてみました。成果として上がっていくのはいいけれども、ガクンと谷底に落ちるかのような減少というのを見ると何か少し違和感があるなと正直感じました。

そこで国語、あるいは算数等の全国平均を上回る学校の比率。これをパーセンテージであらわしていたものを、今回、平均正答率の差の平均、ポイントで出すようにされましたね。私はわかりいいかなと思います。このほうが抵抗なく結果を見ることができます。

それにしても中学校は低いですね。その辺も思いながら、変えていただいてよかったなと思いました。

それからもっといい点がありました。施策（3）の「区民の信頼にこたえる学校づくり」の数値です。この成果指標で、26年度から教育研究指定校となり、教育に取り組んだ学校数はどうなっていますか。今まで26年16校、28年37校、今年度も9校でした。

こうやって見ますと、研究を推進している学校は大変多いのです。進んで指定校がふえているこのとは大変喜ばしいことですね。来年度の研究指定校を受けたいという主体的な学校の取り組みがなされて、その声を上げている学校もあるであろうと思います。楽しみにしておきたいと思うのですが、教えていただけるのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 研究指定校につきましては本来ですと1年目10校、2年目10校ということで合計20校というところなのですが、実は平成29年度の募集締め切りを1月末まで行いましたが、今のところ幼稚園1園、小学校が12校、中学校2校、合計15の園・校が集まっております。予算は非常に厳しいのですが、せつかく手を挙げていただいておりますので、全校・園を次年度の研究指定校1年目として処理するところでございます。

○教育長 日高委員。

○日高委員 ありがとうございます。ますます嬉しくなってきました。すごいなと思います。

これはまさに主体的な学校の姿ではないでしょうか。変わった部分ですね。

どの学校の研究発表会にも行かせていただきましたけれども、たくさんの先生方が見えています。本当に300、400名となるような数の学校もありました。こういうようにやはり周りに影響を与えるのですね。

ですから、15校・園にわたるということですが、確かに問題は予算の問題です。そこはぜひ頑張ってください。そして、この意欲のある学校をぜひ実践させることによって、まだ

できていない他校が変わっていきたくらうと思います。

やはり影響というのはものすごく大きいです。あそこの学校ができて、どうしてうちの学校ができないのか。本当にそう感じると周りの影響というのは大変大きいですから、今後とも続けていただくとありがたいと思います。ありがとうございます。

それからもう1点。その下に「葛飾教育の日」というのがあります。これを見ますと年間どのぐらいの人たちが来ているのだらうと思いました。ものすごくふえてきていますね。これも嬉しいことです。

要するに、学校に興味関心を持って、そして子どもたちがいかなる学校生活を送っているかを見定めようと、地域であつたり保護者であつたり、あるいは他区から本区に来ようとする人たちがいるかもしれません。そのように多くの人たちが学校に見えているということは、この数値にもあらわれています。

子どもの減少、あるいは区民の人口が減ってきている中で、これだけ学校には集中して人々が行っているということ。これは感謝と同時に学校の努力もあるのではないかなと思います。

推進委員会でご意見を出されている方がいました。意見等要旨の中の3ページです。E委員の意見に、いろいろな持ち方があるのではないかと、日曜日もやってはどうかかと。確かにそうですね。日曜参観というのも各学校で計画されていたところもあったと思いますし、あるいは1週間連続で授業参観週間、週間として位置づけをしたり、それから週に2回というところもあると室長さんのお答えでありますけれども、これは学校とよく相談していただきたいと思います。

来年度については、すでに教育課程を編成して届ける時期ですので、こういう意見を来年度の早目に各学校に知らせて、学校の対応がいかなるものが可能であるかということをご示唆いただくとありがたいと思います。いきなり「やれ」では教育課程が崩れてしまいます。また、そういう思想もなく、哲学なく「ではやってみようか」などといういい加減な計画ではやるべきではないと思うのです。

私は「葛飾教育の日」が設定されている意味は大変高いと評価しているのです。ですから、それをさらに超えるものがあつて、初めてできることだと思いますので、ここは余り急がずにご検討いただければありがたいと思います。

それからもう1点。まだいいことがあります。これは基本方針3の(1)「子どもの夢や希望を実現する教育の推進」。この成果指標を見てください。急に上がっていますね。今年度が上がっている。ここに書いてあるとおりなのです。小中の連携、これについて非常に肯定的に受けとめているという学校の状況でありまして、大変ありがたいと思います。

2枚ページめくっていただけますか。施策の3「毎日行きたくなる魅力ある学校づくり」。

ここでももちろん学校に行くのが楽しいというのも上向きでありますけれども、その下を見

てください。「授業のはじめに『ねらい・めあて』をしっかりと書き取る、聞き取る。」、まさにこの「葛飾教師の授業スタンダード」ですね。この割合を見ていただくと90%を超えている。これはすごいことです。96.2%、95.9%というこの数値は私は誇れると思います。学校の現場は頑張っていると感じますね。

そして、研究発表会に伺ったときに全教室、全教師が確実に「ねらい・めあて」を明確にしておりました。これが一枚もずれておりませんでした。やはり評価していいのではないのかと思います。いいことを評価してあげると伸びるのです。指摘も大事ですが、いいところはいいというふうに、やはりどんどん褒めていただくといいのではないかと思います。

そして、最後に1点心配があります。1ページ戻っていただくと施策2「一人ひとりを大切に教育の推進」があります。葛飾区はまさに重点を置いて、全ての子どもが楽しく、充実した学校生活を送れるようにという思いで、しっかりした学校の取組みをしていただいておりますが、特別支援教室についてなのです。

これは前の資料にも数値で出ておりましたけれども、現在462名小学校、中学41名。これは年々ふえていくのです。本区は、特別支援教育については先進的に、モデル的にも推進をしている区ですから、誇れるところもありますけれども、現実にはこれは易しいことではありません。子どもがふえると、その対応は2倍3倍になります。ですから、そういう意味では学校の支援というものがもっと必要になるということをやはり認識しておく必要があると思うのです。

同時にこの特別支援教室がいかに充実させられなければいけないかということについているものでもあらうと思いますので、このあたりの解決については一層の充実した推進のために、ぜひその支援方法の策について、ご検討いただければありがたいと。これをお願いしておきたいと思います。以上です。

○教育長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか、ご質問等。

よろしいですか。それでは報告事項等1を終了いたします。

引き続き報告事項等2「平成28年度『親子の手紙コンクール』の審査結果について」、お願いいたします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、お手元に配布してございます資料。「平成28年度『親子の手紙コンクール』の審査結果について」に基づきまして、ご説明を申し上げます。

1の「事業概要」でございます。本事業は「テレビやゲーム、インターネットを休んで、家族でいっしょにしたいこと・家族でやって楽しかったこと」を親子がそれぞれ手紙にして伝え合うことで、各家庭が「ノーテレビ・ノーゲームデー」に取り組む契機をつくるために、平成23年度から実施をしているものでございます。

2の「応募数」でございます。28年度は「小学校低学年の部」「高学年の部」「中学生の部」

の三つの応募区分で合計 1,488 の応募作品がございました。

3の「審査結果」でございます。(1)の第一次審査におきまして、応募いただきました1,488作品全てを審査いたしまして、応募区分ごとに10作品、合計で30作品を第二次審査の対象として選定し、(2)の第二次審査におきまして三つの応募区分ごとに2作品、計6作品を選定したのち、最優秀賞1組、優秀賞5組を決定いたしました。お名前等につきましては裏面に続きます表をごらんくださいませ。

裏面の4の「入賞作品」でございます。添付させていただいております水色の資料「親子の手紙コンクール」入賞作品集をご参照くださいませ。

最後となりますが、5の「表彰式」につきましては記載の日時、会場におきまして実施をする予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○教育長 それではただいまの件について、ご質問等はございますか。

大里委員。

○大里委員 これだけの応募があるということは大変喜ばしいことだと思いました。

少し中学生のほうが少な目ですけれども、皆さん多分このコンクールのことは十分知っていると思うのですが、我が家を振り返ってみても、やはり親子で手紙というのは少し気恥ずかしいものがあったり、手紙を書くことに苦手意識があったりということなのかなとは思います。

入賞作品を読ませていただきまして、内容に非常に感心いたしました。特に小学校低学年の部では、テレビやゲームに当てていた時間を本の読み聞かせですとか朝食後の縄跳び練習ということをしているということが読み取れまして、「ノーテレビ・ノーゲーム」から早寝早起き、朝ご飯、そしてその生活習慣、運動習慣へとしっかりつながっているのだということがよくわかりました。

たしか最優秀賞の作品は「かつしかのきょういく」に載るのでしたでしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 お話がありました「かつしかのきょういく」のほか、「広報かつしか」、ホームページ等で掲載してまいります。以上でございます。

○教育長 大里委員。

○大里委員 やはり「かつしかのきょういく」は保護者の方も非常に関心が高いと思うので、その「親子の手紙」に応募しようという方が今後ふえていくと大変いいと思うのですが、応募はしなくても入賞作品を読んで、ちょっと自分の家でも「ノーテレビ・ノーゲームデー」をやってみようかなという方がきっとあるだろうと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。それでは報告事項等2を終了いたします。

そのほか各委員から何かご意見、ご質問等ありましたら。

天宮委員。

○**天宮委員** 先ほど「教育プラン 2014」のところでお話ししようかと思ったのですが、昔、昔といっても数年前ですが、うちの子どもが小さいときは、学童に1年生から3年生まで行って、わくチャレには高学年が行くという図式だったのです。今はわくチャレのほうも1年生ぐらいから受けているのですよね。現状はそういう学校は多くなってきているわけですね。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** 対象学年を1年生からとしている小学校は49校中14校でございます。

委員のご指摘のとおり、かつては、学童は1年生から3年生、わくチャレは4年生から6年生ということで実施しておりましたが、児童福祉法の改正がございまして、学童につきましては就学児童ということで、1年生から6年生までが対象となりました。

一方でわくチャレにつきましては、保護者が就労していない児童であっても、安全な学校で放課後を過ごすことができるよう学年拡大を進めているところでございます。以上でございます。

○**天宮委員** ありがとうございます。

○**教育長** よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして「その他」に入ります。「その他」の事項について、庶務課長、一括して説明をお願いします。

庶務課長。

○**庶務課長** それでは、「その他」について説明させていただきます。まず、1の「資料配付」でございます。(1)として3月の行事予定表を添付させていただいております。

続きまして(2)の出席依頼ですが、今回はございません。

(3)の次回以降の教育委員会の予定でございますけれども、記載のとおりですが3月31日については午前11時開催となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** よろしいでしょうか。

それではこれもちまして平成29年教育委員会第2回臨時会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時15分